

社会福祉法人筑前伊都の会
介護予防型通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人筑前伊都の会（以下、本会）が実施する介護予防型通所介護事業（以下、本事業）は、老人福祉法第5条の2に規定する厚生省令で定める施設（特別養護老人ホーム等）又は同法第20条の2の規程に基づく老人福祉施設として、在宅老人の通所による各種のサービスを提供し、老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するために、要支援者（以下、利用者）が、入浴及び排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話や機能訓練を受け、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 松生園デイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡市西区今宿青木1093-22

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 松生園デイサービスセンター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 本会の介護老人福祉施設に従事する常勤職員
(管理者の職務)
管理者は、本会の生活相談員その他の従事者の管理、本事業の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名 本所に勤務する常勤職員（但し休みの場合は、他の生活相談員又は、介護福祉士を有する介護職員が行う）
(生活相談員の職務)
生活相談員は、利用者からの生活相談に応じ、サービスを適切に利用できる様、サービス全般に関する事業の計画立案、推進にあたる。
- (3) 機能訓練指導員 1名
(機能訓練指導員の職務)
機能訓練指導員は、利用者の機能が維持・向上できるよう機能訓練を行う。

- (4) 介護職員 1名以上 本所に勤務する職員（常勤1名。）
（介護職員の職務）

介護職員は、利用者への介護を含むサービスの実践に努める。

（営業日及び営業時間）

第5条 本所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。（祝日は営業）
ただし、12月31日から1月2日は除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後6時とする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時45分から午後4時55分とする。

（利用定員）

第6条 本所の利用定員は1日10人とする。

（サービスの内容）

第7条 本所のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 基本事業 ア 生活指導 イ 日常動作訓練 ウ 養護
エ 家族介護者教室 オ 健康チェック カ 送迎
- (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 排泄、食事等の介護
- (3) サービスの提供の場所：松生園1階部分

（利用料等）

第8条 本所の利用料の額は次のとおりとする。

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、保険給付部分の自己負担割合に応じた額とする。
- (2) 食事の提供に要する費用 460円
- (3) 工作材料費 200円（必要な場合）

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施範囲は、福岡市西区、早良区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 管理者は、サービス利用に当たって次の各号に該当する利用者
に対し、施設利用を一時停止させる事ができる。

- (1) 疾病等により、医療機関に入院して治療をうける必要がある者
- (2) 伝染病疾患を有し、他に伝染させるおそれがある者
- (3) 他に著しい迷惑を及ぼす恐れがある者

(緊急時等における対応方法)

第11条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、主治医、関係医療機関に連絡し、適切な処置を行う。

(非常災害の対策)

第12条 管理者は、非常災害の対策として、防火管理規程に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を定期的に点検・整備しておくこと。
 - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防機関との連携を密にし、避難、救出及び消火に関する訓練を実施すること。
- 2 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉館することができる。
この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情が無いよう対応する。

(虐待防止に向けた体制等)

第13条 事業所は、虐待発生の防止向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- ① 管理者は、「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を設置する。
- ② 委員会では、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制等の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- ③ 委員会では、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を職員に対して実施する。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設は速やかに市町村等の関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等の関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、居宅介護支援事業所等必要な機関に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、予め利用者又は家族の同意を文書で得ることとします。
- 5 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、本会が定める。

(附 則)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

改訂 平成24年 4月1日から施行する。

改訂 平成26年 5月13日から施行する。

改訂 平成27年 4月1日から施行する。

改訂 平成27年11月1日から施行する。

改訂 平成28年 3月1日から施行する。

改訂 平成29年 4月1日から施行する。

改訂 平成30年 4月1日から施行する。

改訂 令和 元年10月1日から施行する。

改訂 令和 2年 4月1日から施行する。

改訂 令和 3年 4月1日から施行する。

改訂 令和 3年 9月1日から施行する。